

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）5条1項の規定に基づく愛の手帳交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年1月14日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は違法・不当であると主張しているものと解される。

小さい頃から人間関係をきずくことが出来なかった 親以外からはこのことについて理解がえられなかった。小さいときから自閉症ぎみ

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

## 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 2 月 2 5 日	諮問
令和 4 年 5 月 1 9 日	審議（第 6 6 回第 1 部会）
令和 4 年 6 月 3 0 日	審議（第 6 7 回第 1 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 要綱等の定め

- (1) 要綱 1 条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した心障センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が 1 8 歳以上の場合にあつては心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、知事に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱 3 条 4 項及び 4 条は、申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙 1。以下「総

合判定基準表」という。)及び当該知的障害者が18歳以上である場合は要綱別表4「知的障害(愛の手帳)判定基準表(18歳以上 成人)」(別紙2。以下「個別判定基準表」という。)に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して知事に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、知事は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条3項は、同条1項の規定により交付申請を却下するときは、心障センター所長を経由して愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとしている。

なお、総合判定基準表(別紙1)によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度(中度)とされており、最も重度である「1度(最重度)」から最も軽度である「4度(軽度)」までの度数及び「程度不明」のいずれにも該当しないと判定されたときが「非該当」に当たるとされている。

- (3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目(昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」という。)4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

## 2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検

討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

改訂版鈴木ビネー検査は、検査中に何度も請求人が不穏状態となり、最終的には請求人の拒否により検査を中断しており、十分な取組状況といえず、実力を反映したものではない。また、中断前に実施した問題のみからIQを算出するとIQ53であり、IQ53程度の力は有するものと判定されており、これは個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」に相当する「4度」と記載されている。

イ 「知的能力」について

請求人は、小学校、中学校共に普通学級に在籍している。高等学校は受験しなかったが、平成9年に〇〇大学〇〇学部を卒業している。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

ウ 「職業能力」について

職は転々としており、事務作業についていられない、電話対応ができない等の理由で短期で辞めたと聴取されている。

以上のことから、個別判定基準表における「単純作業は可能であるが時に助言等が必要」に相当する「4度」と記載されている。

エ 「社会性」について

幼稚園では友達の前に加われなかった、中学校では不登校だったと聴取されている。面接場面でも何度も不穏となり、攻撃的な言動が見られている。

以上のことから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、

限られた範囲での社会生活が可能」ないし「対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能」の区分に相当するものとして、3度～4度と判定されている。

オ 「意思疎通」について

面接場面では、不穏になることはあるものの、成育歴については、何年に何があったのか細かく説明することができていた。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

カ 「身体的健康」について

身体的には特別な医療を要する状態ではないと聴取されている。

以上のことから、「非該当」に相当すると記載されている。

キ 「日常行動」について

興奮、器物損壊などの問題を抱えており、「イラついて荒れるのは昔から。一人になってまた荒れるようになった」と聴取されている。

以上のことから、「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」の区分に相当するものとして、3度と記載されている。

ク 「基本的生活」について

金銭を計画的に使うことが難しい、包丁はほとんど使わずカット野菜を使用している等の状態にはあるものの、平成24年から独居生活を継続していると聴取されている。

以上のことから、個別判定基準表における「身近生活の処理が可能」の区分に相当するものとして、4度と記載されている。

ケ 以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目

のうち、1項目が3度（中度）、1項目が4度ないし3度（軽度～中度）、3項目が4度（軽度）、3項目が非該当とされている。

かつ、非該当とされた項目以外についても精神症状等の影響が大きいと考えられると記載されている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、面接等により得られた所見等に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできないものである。

## (2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「愛の手帳非該当」と、心理学的所見欄には「CA53」、「MA【記載なし】」、「IQ53以上（鈴木ビネー改訂版）不穏、拒否あり、以降は実施できず、打ちきりとした。（検査実施日R2.12.10）」と、社会診断所見欄には「現在、知的障害に起因する社会生活上の困難さは認められない。」と記載されている。

## (3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合すると、本件判定書のプロフィール欄においては、知的障害の程度が処遇上「中度」に相当する「3度」や、「軽度」に相当する「4度」に該当すると判定された項目が認められるものの、本件判定書の記載のとおり、これらは知的障害以外の要因に起因するものと考えられ、発達期（18歳未満）の客観的資料が乏しいことから、知的障害があったとは認められない。そうすると、請求人は発達期から現在まで、愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあるとは認められず、総合判定基準表における「1度（最重度）」ないし「4度（軽度）」及び「程度不明」のいずれにも当たらないことから、請求人の愛の手帳の度数判定は「非該当」とするのが

相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

- 3 請求人は、前記第3のとおり、幼少期には様々な問題を抱えており、知的障害の状態にあった旨主張しているものと解される。

しかし、要綱2条1項は、知的障害について、「知的機能の障害が発達期（18歳未満）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態をいう。」と規定しているところ、これを裏付ける十分な所見がなく、かつ、請求人から証拠の提示もない。また、本件判定書に記載のある「プロフィールには、精神症状等の影響が大きいと考えられる。」という所見についても、特段不合理な点はない。したがって、請求人は、発達期（18歳未満）までに愛の手帳に該当する程度の知的障害の状態にあったとは認められず、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、「非該当」と判断するのが相当であるから（上記2）、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1及び別紙2（略）